

死歿者調書

本籍地	現住所	所屬部隊	入團月日	年級	身長	紙名	補	兵種	水
		第二十一特別根據地隊附	昭和十八年六月	水兵	長	紙	高	兵種	水
勸修・魏寧			昭和十八年六月	水兵	長	紙	高	兵種	水
病受八重傷部隊			昭和十八年六月	水兵	長	紙	高	兵種	水
昭和十八年六月			昭和十八年六月	水兵	長	紙	高	兵種	水

昭和十八年六月

655 23 4 21

明治三十七年 月 日

昭和六年七月一日午前七時頃

死者の状況

受湯場所 二階 北

右の通り承知しておますから申告致します

昭和二十二年 一月 二十五日

申告者

入籍者

等級

計人数

申告者

[Redacted]

申告者

[Redacted]

申告者

[Redacted]

備考

一 本調書は死没者の身上関係一切を記述するものであり、慎重

に記入し詳細を記入して下さい

か、他人から聞きか承知した事項は其の地味を記入し、その旨を明記する

旨、未定録月には記入して下さい

署名

死之確證書

死者高尾海兵衛門大樹山派遺隊有少令隊功三教班

一死之場所 大樹山派遺隊病室

一病者 患性下痢

一死之期日 昭和二十年七月二日午後十二時四十分

一火葬場所 宝山大火葬場 七月三日

一葬儀場所 高尾海兵衛門 七月十日

一遺骨埋場所 同所 西本願寺

千葉

死
破者
調書

[illegible]

死者調書

本務代

現住所

葬部隊

國軍月日

官字級上死事

内定港灣出港年月日

武此當着 年月日

死後概要

發病(發傷)年月日

病(發傷)年月日

發病(發傷)年月日

和 台 石

方之一 空 時

昭和十一年一月一日發症

氏名

[Redacted Name]

入籍

[Redacted Address]

兵種 砲兵科

甲十二馬丁部隊 三月三日
 才三二馬丁部隊 三月三日
 才三二馬丁部隊 三月三日
 才三二馬丁部隊 三月三日

未詳遺一(遺失)

發病(發傷)年月日

發病(發傷)年月日

右申告又201723

昭和22年6月15日

申告者

本籍地

現住所

所屬部隊

氏名

[Redacted]

全在

重八仙島航空隊附

[Redacted]



官等級

[Redacted]

官等級

海軍少尉

備考

事

電報符

一、吳鎮甘附在籍、特務士官准士官下士官及兵、付記載又
二、初級隊人、勿論他府縣出身者、付多記記載又
三、心得多記範圍、於此處未得、限り詳細に記載又
四、他人、聞り、承知多記事項、各當該機關、相手方、記載又

終

7-10

步至綠地牙樓局人之郭慶

戰戰兢兢以自守

既焚香調香

[illegible]

神領地の

昭和七年 月 日

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

米義天朝にて昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

昭和七年八月二十日 午前

卷之四 1754

[illegible]

此後常調

處理

97-25.

6369

五月午時

平武丁王時毛離八百三十餘年下及此乃作之數乃也

在乃通承祖、くわ平基、あゝ甲普致、いふす

嘉慶十一年十一月十五日

纂
疏
海
庫
平
價
考
覈

石

軍船碼頭

燭

一奉調書は死後者の自土關係一切を處理するものであるから嘆息に且つ譯冊に記入しなすべし

土他人から贈りて承知した事頂、其の也。冬よりと云へき背お果は
其の旨宗庵余白に記入して云々い

藏北香
0754

②

現況不明者究明調書 (調査期日 7月2日 場所 京都一)

※ 三六二號	姓名索引	部	隊	等級・身分	氏名
	60頁	五一警	一	南	[REDACTED]
舞鶴地方復員殘務處理部	出身府縣	所管復員局	方面	人籍係號・軍屬に就道元	
	京都	二・横・呉・佐・(縣)			
※ 中 告 者	申告事項	ズク、古守島片岡港を御用船子食にて出航 [REDACTED] [REDACTED] 付横渡えに東船せる最間もなく撃沈、浮没救助 せりも [REDACTED] 付すでに見當らず船に運命を共にせりか かし			
	家族	住	所	職	氏名
※ 調 査 官 所 見	復員者	住	所	部隊等級	氏名
	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	五一警	[REDACTED]
※ 日	世話課	復員者申告 確實と認め居理差支へなく思ふ			
	舞復人				

1. 本調書は甲號一、乙號三を調製する
2. 甲號……總べて調査官にて記入し(鉛筆書にて可) 舞復人に送付する
3. 乙號……舞復人にて甲號により三通調製
 調査世話課へ一通
 所管復員局へ一通
 向 世話課へ一通(復員局經由) } 送付する
4. 案欄は舞復人で記入する

146-110

戰及之廣

6372

死亡年月日 昭和三年八月八日 場所 不明

右申告ス

昭和二年八月十二日

氏名	所屬部隊	現住所	官等級	入籍番號
[Redacted]	第22師別振隊	[Redacted]	海軍一等兵	[Redacted]

備考

- 一 本調書ハ部隊長又ハ職務取扱者等與地方復員局人事部長宛通報スベキ責任者ニ於テ知得シラス 願ムルモノニ付記載ス
- 二 吳鎮在給ノ特務士官准士官、下士官兵ニ付記載ス
- 三 同縣人ハ勿論他府縣出身者ニ就テモ記載ス
- 四 知得シアル範圍ニ於テ出來得ル限リ詳細ニ記載ス
- 五 他人ヨリ聞キテ承知シタル事項ハ各該管機ニ相率方テ記載ス

送付先

吳地方復員局 人事部長 宛 昭和三年八月八日

吳地方復員局 人事部長 宛

光復者調書

[illegible][illegible]

100

6375

八才三十三所記

死後者調書

本籍地	全	上
現任所	テ四三	テ二
所屬部隊	テ四三	テ二
入隊年月	昭和七年六月一日	夜種現役
官等	兵曹長	兵種砲術
戦死年月日	昭和九年七月十四日	カバオ山麓
勤務概要	昭和七年六月一日、夜種現役、兵種砲術、入隊番號、 戦死年月日、昭和九年七月十四日、カバオ山麓、 勤務概要、 昭和七年六月一日、夜種現役、兵種砲術、入隊番號、 戦死年月日、昭和九年七月十四日、カバオ山麓、 勤務概要、	
昭和七年七月十日頃	コラヤ水順順天	

此章旨歸及場所

四子年人自注在午儀三陰陽之上金木水火土之性時之三者以死

下告人

和子一年二月日

水底

現任所

齊西田歌

子
四
五
三

宮等叙

海軍籌略

天



著者疏

備考

山本調書六之四十六號以日本官製地方役員局本事務部長先

通報を責任有と知得て五ノ下詔ムルモノニ付記載ス

四三 鎮在荒僻 特務士官雖在官下士官共二付託載入

人先議他府將身者就宅

西苑集卷之九 眞隱於天未得隱 評細二記載之

易學子存知夢事瑣名空諺稱一推手乃天記掌入



戦死番号 4213

鹿兒島縣

押後中々島 五丁長の生老不明に於て諸般の事情を中々島にまかす

此島は中々島生老不明に於て諸般の事情を中々島にまかす

中々島は二九海防艦司令部分隊一諸般の事情を共に見るの要り

を領したる仲よしの戦友に於て 本艦は昭和二十年二月進水

ありしと云ふ五度の海戦に出動本艦は朝鮮海峽を基地とし

昭和二十年五月於て 沖縄方面の作戦に當りて参戦した

昭和三十年五月十一日附とありし自來水機は基地を間違ひ

たおつた海防艦の作戦に参りしと云ふ七月十一日海防島方面作戦に

出動七月十一日函館沖に海中敵艦二隻及び三九の潜水艦と

撃つた當時自らは重傷をして上甲板敷設船の時刻午後五時三十分

戦死 當時中々島は艦首一番砲臺に記おくし

戦死中々島は戦死を命ぜられた中々島は戦死を命ぜられた中々島は

とありし中々島は戦死を命ぜられた

古時發射始め指揮官の号令は最後の敵軍が決行され
見敵は殺の精神にあり發射に終りなく車輪を爆音と
共に敵軍の火の柱が一瞬夫を焦らした見事敵軍は逆
巨艦二つに列装して山崩れ沈み敵軍の新末層を確認
宿望今までの日光がかりやく辛苦の強者達の胸中一朗上に
書く事はお尋ねせ

古時四十分頃現念をいして我艦は島の爆音を三發を受け
大平洋の深層へと消へた自らの我が魂は帰した時は海の中
五ヶ所のあふしをうもした見事と眠中おせなく果敢なく
全く自己と云ふ觀念を捨てた大層と祖国は金身金雲を
拂が盡し若く二十餘歳にして雄と護国の花と散りた戦友が
幾十人と遠れ、生きたるのほふが者と記おくしき
當時海遠の早い者なへと遠れ行くのひしき
現在生きたる者承知の如く三人外は戦死したものと確認